

文部科学省「教職課程コアカリキュラム案（平成29年5月）」に関する疑問

Yoshihiro FURUYA Nobuo HIROSE Junko TORIUMI
古屋 義博* 廣瀬 信雄* 鳥海 順子*

Fumiya OBATA Sadahito YOSHII Hiroyuki MATSUSHITA
小畑 文也* 吉井 勘人* 松下 浩之*

I. はじめに

教育再生実行会議の発足、つまり2013（平成25）年1月15日に「21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある。このため、「教育再生実行会議」（以下「会議」という。）を開催する。」と閣議決定された。教育再生実行会議が教員養成に関わり、2014（平成26）年7月3日に提言（第5次提言）を行った。該当箇所を引用する。

（質の高い教師を確保するための養成、採用、研修等の在り方）

- 実践的な力を備えた教師を養成し採用することができるよう、国は、大学において、インターンシップやボランティア活動など学生に学校現場を経験させる取組を推進するとともに、採用前又は後に学校現場で行う実習・研修を通じて適性を厳格に評価する仕組み（教師インターン制度（仮称））の導入を検討する。こうした仕組みの導入に際しては、教育実習の内容や期間、地方公共団体や学校による採用選考の時期や期間、初任者研修の内容や研修期間中の教職員定数の在り方等も含め、総合的な検討を行う。
- 大学は、質の高い教師を養成するため、実践型のカリキュラムへの転換、組織編成の抜本的な見直し・強化など、教員養成を担う学部や教職大学院の質的充実を図る。地方公共団体と教職大学院などの大学が連携して、管理職を養成する研修も含め、教師の研修を充実し、自ら学び続ける強い意志、リーダーシップや創造性などの資質向上を図る。国は、優秀教師の処遇の改善等と併せ、こうした取組を積極的に支援する。

※下線は筆者ら。以下同様。

「実践的な力を備えた教師を養成」するために各大学は「実践型のカリキュラムへの転換」を図るべきという提言である。この提言やその他の動向を踏まえて、2014（平成26）年7月29日に中央教育審議会に対して文部科学大臣が『これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について』を諮問した。本稿に關係する箇所を引用する。

学校教育の成否は、教員の資質能力に負うところが大きく、これからの時代に求められる学校教育を実現するためには、教員の資質能力の向上とともに、教員が専門性を発揮できる環境を整備することが求められています。

…中略…

このため、養成段階から教職生活の全体を通じた教員の資質能力の向上のための総合的な取組を充実していくことが必要であり、教育再生実行会議の第5次提言においても、教員免許制度を改革するとともに、社会から尊敬され学び続ける質の高い教員を確保するため、養成や採用、研修等の在り方の見直しが提言されています。

* 山梨大学大学院教育支援科学講座（障害児教育系）

…中略…

以上のような観点から、これからの教育を担う教員の資質能力と学校組織全体の総合力を高めるための方策について包括的に諮問を行うものであります。

具体的には、以下の事項を中心に御審議をお願いいたします。

第一に、これからの教育を担う教員が必要な資質能力を身に付けることができるようにするため、教員養成・採用・研修の接続を重視して見直し、再構築するための方策についてであります。

これからの教育を担う教員に求められる指導力を、教員の専門性の中に明確に位置づけ、全ての教員がその指導力を身に付けることができるようにするため、教員養成・採用・研修の接続を重視して見直し、再構築するための方策について、御検討をお願いします。その際、

- 主体的・協働的に学ぶ授業を展開できる指導力、教科等横断的な視野を持って指導できる力、小中一貫教育など学校種を超えて指導できる力や小学校における教科指導の専門性などを身に付けさせる観点から、教育職員免許法に規定されている教員養成課程で学ぶべき内容や課程認定の在り方も含め教員免許制度をどのように見直していくべきか。その際、特に学校現場を経験する機会の充実も含め、どのような方策が考えられるか。
- 教員養成・採用・研修の接続を強化しつつ、採用の前又は後に学校現場で行う実習・研修を通じて適性を厳格に評価する仕組みの導入や、選考過程の改善を図る取組を推進するため、どのような方策が考えられるか。
- 教員を目指す者や教員が、養成段階から教職生活全体を通じて、資質能力を深化・発展させることができるよう、教員養成・採用・研修の各段階における学校・教育委員会と教職大学院等大学との連携・協働の取組を推進するため、どのような方策が考えられるか。その際、特に、研修の内容を高度化する観点から、教職大学院等大学との連携の推進を含めどのような方策が考えられるか。

…後略…

「教員に求められる指導力を、教員の専門性の中に明確に位置づけ、全ての教員がその指導力を身に付けることができるようにするため」に、教職課程を設置しているすべての大学の学生が最低限「学ぶべき内容」を明確にすることを要求している。その諮問を受け、中央教育審議会が2015（平成27）年12月21日に『これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～』を答申した。教員養成に関しては、以下の4点が提言された。

- 「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要
- 学校現場や教職に関する実際に体験させる機会の充実が必要
- 教職課程の質の保証・向上が必要
- 教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要

この「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」や「教職課程の質の保証」として、答申には次のように記された。

学校現場で活躍する教員にとっては、目の前の子供たちへの対応など、学校現場で現に生じている状況に対応することに多くの時間や労力が割かれている。こうしたことを踏まえても、現場の教員が研修を受けることで、必要な知識や技能などを自然と身に付けることができるような支援が必要であり、その意味でも、研修実施等の目安として、教員や教育委員会をはじめとする関係組織の支えになるものとして、共通の体系的指標を整備することが必要である。

こうしたことから、教員のキャリアステージに応じて身に付けることが求められる能力を明確化する教員育成指標が全国的に整備されることが必要であり、国はそのための所要の措置を講じるべきである。こうした指標の体系的な整備により、教員の高度専門職業人としての地位の確立に寄与することが期待され、教員が自信と誇りを持ちつつ、指導に当たることが可能になると考えられる。

…中略…

前述したように、これはあくまでも教員や教育委員会をはじめとする関係組織の支援のための措置であり、決して国の価値観の押しつけ等ではなく、各地域の自主性や自律性を阻害するものとなってはならない。

こうして整備される教員養成指標を踏まえ、各教育委員会や各大学において教員研修や教員養成が行われることが重要である。その際、望ましい研修の在り方や実施されるべき事項を国が参考に提示することや、国の策定指針を踏まえ、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することで、教員の養成、研修を通じた教員養成における全国的な水準の確保を行っていくことが必要である。ただし、その一方で具体的な養成や研修の手法等については、養成を担う各大学や研修を担う各教育委員会の自主性、自律性に委ねられるべきである。

「関係組織の支援のための措置であり、決して国の価値観の押しつけ等ではなく」という前置きをした上で、「教員養成指標が全国的に整備されることが必要」として、教員養成の段階である「大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）」を活用することで「全国的な水準の確保を行っていく」という提案である。この答申を踏まえて、教職課程コアカリキュラムが具体的に検討され、その案が文部科学省初等中等教育局教職員課から2017（平成29）年5月27日付けで『教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会—教職課程コアカリキュラム案に関する意見募集』として示された。意見・情報受付締切日は約1か月後の2017（平成29）年6月25日とされた。

筆者らはこのコアカリキュラム構想『教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方（案）（以下、「コアカリ案」とする。）』についていくつかの疑問をもったため、意見を集約して、山梨大学大学院教育支援科学講座（障害児教育系）として、2017年6月20日付けで5つの意見を文部科学省に提出した。本稿は、筆者らが疑問をもった「コアカリ案」の象徴的な文面とそれに関して提出した意見、そしてその補足的な説明を記し、今後の教員養成のあり方について検討することを目的とする。

Ⅱ. 『教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方（案）』に対する意見

1. 法令等に関する文部科学省の姿勢について

「コアカリ案」には「教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すものである。（「コアカリ案」の文面のp.2、以下同様）」と記され、大学で教授すべき事項として、「参考とする指針（2015（平成27）年12月21日答申）」ではなく、拘束性が強調された。さらに「教職課程の各事項について、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとり毎に分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として表すこととした。（p.3）」と記されている中の、その「分化」のさせ方が妥当であるかの十分な検証がなされていないのではないかと考え、以下の意見を提出した。

【提出した意見】

教授内容を大学に詳細に指示しようとしている今回の提案は、日本国憲法第23条（学問の自由は、これを保障する。）と整合するのであろうか。文部科学省に関する最近の一連の報道（道徳欠如や規制違反など）や、前述した学校教育法に関する文部科学省の認識の歪みな

ども踏まえると、まずは文部科学省自身が、日本国憲法第99条（天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。）や、教育基本法第16条（教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。）などに対して、より忠実であるべきと考える。

「教職課程で共通的に修得すべき資質能力」やその資質能力の分析（「コアカリ案」では「分
化」）こそが、大学教員を含めた教育各関係者が研究し続ける事項であり、そのような営みを日本国憲法や教育基本法が大学関係者に保障しているという意図である。

2. 「課題が複雑・多様化する教育現場」という文部科学省の認識について

「コアカリ案」には、「例えば初任者が実践的指導力や学校現場が抱える課題への対応力を十分に身に付けていない等の批判を受けてきた（p. 1）」と記され、示されたコアカリキュラムの中に「修得すべき資質能力」として、例えば「当該教科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法」や「模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点」などの即戦力的な技術論を学生に教え込むように大学に求めていることについて、以下の意見を提出した。

【提出した意見】

文部科学省のこの現状認識に我々も賛同している。複雑・多様化する、そして今後も変化し続けるであろう、学校に関する諸問題を分析して、必要な対応策を考えられる教師を我々も育てたい。そのためには、即戦力的な技術論を教えるのではなく、「学芸の教授研究（学校教育法第83条第1項）」によって培われる、主体的に考えられる意欲や基礎学力の向上が重要である。しかし、文部科学省の今回の提案（教えるべき事柄）は即戦力的な技術論に過度に傾斜しており、これでは、今後も変化し続けるであろう学校問題に対応できない教師を生み出すだけであり、長期的には組織としての学校の総合力が低下し続け、ますます学校問題が深刻化していくという悪循環に陥ってしまうのではないかと危惧する。

発生し続ける学校問題に対症療法的、事後的に処理するための技術を学生に伝授する必要性を我々は否定はしない。しかし、教員養成の使命とは、子どもやその保護者と共に、教育という営みをつくりあげていこうとする教師を育むことであると我々は考えている。教員養成の使命を、教職科目に関係する授業だけで果たさせようとするにはそもそも無理があるのではないかと。文部科学省の職員もきっと、母校（大学）の「授業（の内容）」を通して獲得した知識や技能が自分の今の仕事を直接的に支えているとは思っていないはずである。おそらく、大学で授業をする教授らの（よい意味でも悪い意味でも）人柄や、授業外での教授らや友人たちとの語り、学外での人との出会いなどが、今の仕事を支えている力になっているのではないかと想像する。よって大学教育（特に授業の中身）を様々な手段で統制・管理しようとする近年の方針を抜本的に改めてもらいたいと切望する。

意見に記したとおり、即戦力的な技術論を教え込めば当面の学校問題には対処できるかのしれ

ない（ただし、その学校問題の本質を分析して理解できていなければ、その技術は有効活用されないばかりか、その学校問題をより複雑化させるであろう）。様々な学校問題を分類していけば全国共通の特徴を抽出できるかもしれないが、今、この学校の、この教室で起きていることは、そこにいる子どもや学校（教師と教師集団）、地域（家庭を含む）の個別性の強い複数の変数の関係によって生じて、かつ変化し続けているものである。その関係を分析し続けて理解するためには、即戦力的な技術論ではなく、物事を考えるための素養が必要という意図である。

3. 「学芸的側面の強調される傾向」という文部科学省の認識について

「コアカリ案」には、「教員養成の基幹部分をなしている教職課程は原則として大学における教育研究の一環として学芸の成果を基盤に営まれることになっている。同時に、教員は教職に就いたその日から、学校という公的組織の一員として実践的任務に当たることとなるため、教職課程には実践性が求められている。このため教職課程は、学芸と実践性の両面を兼ね備えていることが必要とされ、教員養成は常にこの二つの側面を融合することで高い水準の教員を養成することが求められてきた。（※改行あり）しかし、この要請に応えることは簡単ではなく、戦後発足した「大学における教員養成」を巡る様々な議論や批判は、基本的にはこの課題に起因するものであった。従来、大学では学芸的側面が強調される傾向があり…略…という教職課程を設置している大学のこれまでの営みを否定するような記述に対して、以下の意見を提出した。

【提出した意見】

我々大学教職員は、学校教育法第83条第1項（大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。）を尊重しながら職務を遂行してきた。文部科学省の「…略…学芸的側面の強調される傾向…略…」という表現から、同法第83条に対する文部科学省の認識の歪みを感じる。すなわち、文部科学省が教員養成大学に求めていることは第1項の格下である第2項（大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。）への過度の傾斜である。第1項と第2項とを逆転させるこの発想に違和感をもつ。同法第83条に関する文部科学省の認識の歪みの是正を求めたい。あるいは、まずは同法第83条を改正した後に、今回のような提案を行うべきではなかろうか。

大学という社会的な装置の、学校教育法第83条第1項に示された本来的な設置目的を尊重すべきではないかという意見である。このことについては、鈴木（2009）の指摘がわかりやすいので、以下、引用する。

大学の目的について定めていた平成一九年の本法改正前の本条の規定（旧五二条）においては、教育と研究については規定されていたが、教育基本法七条一項に規定する教育、研究及び社会の発展への寄与の三つの役割のうち、社会の発展への寄与については特段の規定が設けられていなかった。このため、大学の目的に関する規定については、新たに社会の発展への寄与に関する内容を盛り込む方向で検討を行い、本条二項として新設する改正を行った。

本条二項として別の項に規定したのは、社会の発展への寄与については、これを行うことを直接の目的として大学という学校種が設けられているという性質のものではなくこれを目的として規定すること

は適当ではないと考えられたためである。しかしながら、社会の発展への寄与については、教育及び研究と同様に大学としての重要な役割であり、目的と密接な関連を有するものであることから、別の条とするのではなく二項として規定したものである。(p. 640-641)

鈴木（2009）の指摘を借りると、社会の発展への寄与、換言すれば、「実践的指導力や学校現場が抱える課題への対応力」を十分に身に付けさせてから卒業させる、ということは大学の本務（学校教育法第83条第1項）に付随する結果（第2項）と考えられる。大学としての本務（第1項）とその本務を遂行した結果としての役割（第2項）とを逆転させる発想の危険性を指摘したものである。

4. 「コアカリキュラム」という用語について

【提出した意見】

コアカリキュラムという我が国の言葉ではない言葉を重要語句として使うことに強い違和感を覚える。文部科学省はとくに近年、「伝統と文化を尊重」「言語活動の充実」などと学校側に強く要求している。文部科学省が自らその範を示すべきであり、「コアカリキュラム」という日本語ではない意味薄弱な用語を、専門的に定義され多くの人がその概念を共有できる我が国の言葉に変換することを望む。

用語使用に関する意見である。これまでの国の教育行政の動きの中で、カタカナ言葉が突如、最重要語句として使われ、その多くがそもそもバズワード（いかにも専門的に聞こえるが、実は意味が不明なまま世間で通用している言葉：出典『電子版：大辞泉』）であったり、バズワード化してしまい、結果、関係者による本質的な議論を妨げる効果につながる事例が多くあった。そのような事態に陥ることを懸念するという意図である。

5. 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の教科目について

「コアカリ案」として、各大学に対して「教職課程で共通的に修得すべき資質能力」が指示されている。ここでは「教育の基礎的理解に関する科目」に分類される「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（p. 13）」に関する教科目のコアカリキュラムに着目した。これについては、筆者らが担当することになるであろう教科目のためである。該当教科目の「コアカリ案」の全文を引用する。

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

全体目標： 学習上又は生活上の困難のある子ども一人一人が、授業において学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難を理解し、個別の教育的ニーズに対して、他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解する。

（1）発達障害を含む特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

一般目標： 発達障害を含む特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発

達を理解する。

- 到達目標：
- 1) インクルーシブ教育の理念を含めた特別支援教育に関する制度や主な法令の内容を理解している。
 - 2) 発達障害や様々な障害（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱等）のある幼児、児童及び生徒の学習上または生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。
 - 3) 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び教育支援計画を作成する意義と方法を理解している。

(2) 発達障害を含む特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法

一般目標： 発達障害を含む特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法を理解する。

- 到達目標：
- 1) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する支援の方法について例示することができる。
 - 2) 「通級による指導」及び「自立活動」の教育課程上の位置付けと内容を理解している。
 - 3) 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び教育支援計画を作成する意義と方法を理解している。
 - 4) 特別支援教育コーディネーター、関係機関や家庭と連携しながら支援体制を構築することの必要性を理解している。

(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒

一般目標： 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解する。

- 到達目標：
- 1) 母国語や貧困の問題等により特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒に関する実態把握の方法や組織的な対応の必要性を理解している。

【提出した意見】

全校種の教員免許取得のための必修科目に、障害（impairment）のある子どもの理解を扱うことに賛成している。ただ、文部科学省の提案の（3）と（1）（2）を同一科目内で扱おうとする発想は非常に安易かつ危険であると考ええる。（3）と（1）（2）は、見かけ上同じ「障害（活動制限と参加制約）」であっても、原因はまったく異なる。前者は「社会経済的あるいは文化的、言語的な不利（disadvantage）」に起因し、後者は「器質的・機能的な障害（impairment）」に起因している。例えば、医者が見かけ上同じ症状を示す患者に、十分な診断なしに、症状の原因も考えずに、同じ薬を出すようなものである。よって、希望として、（3）をこの科目から外して、別の科目を立て、この科目を担当できる教員（児童福祉の専門家）を配置するための予算措置を図ってほしい。

「コアカリ案」で記されている「特別の支援を必要とする」や「特別の教育的ニーズのある」子どもと（誰かによって）判断される、国際生活機能分類（ICF）でいう「活動制限と参加制約」

が生じる原因を学生に十分に理解させずに、技術論（対症療法）を教え込むような授業になる。背景因子（環境因子や個人因子）を含めて一人一人の子どもをより深く理解することから始まる（さらにいえば、それで終わっていく）障害児教育の趣旨から逸脱する発想である。他の教科目に関するコアカリキュラム案もこの教科目と同様に、文部科学省によって示された目標そのものが、学術的に多くの関係者の合意が得られる品質のものであるかが懸念される。品質が不確かなものを、「教職課程で共通的に修得すべき資質能力」として学生に教え込むことに危機感をもつ。学生および日本の学校教育の未来に禍根を残すことになる。

この教科目は1単位である。ここに示された8件の到達目標を、約8回の授業（講義）で全学生に身に付けさせるということそのものにも無理がある。学生を各自治体の教員採用試験に合格させるために広く浅い知識を教え込むような教員採用試験対策講座のような授業になる。

Ⅲ. おわりに

文部科学省の「教職課程コアカリキュラム案（平成29年5月）」に関して、我々は検討を行い、文部科学省に意見を提出した。検討を始める際、このような意見公募（パブリックコメント）は行政政策上の手続き論にすぎず、既定路線や結論はすでに先に存在しており、このような意見表明をしても焼け石に一滴の水にもならないのかもしれないと考えた。しかし、学校教育法第83条第1項に示された大学の第一義的な使命を踏まえれば、このような検討を行い意見表明することそのものに意義があり、このような意見表明が社会（学校教育）の発展に寄与するか否かは結果論、格下の第2項に過ぎないと考えている。

文献等

- 1) 中央教育審議会答申（2015年12月21日）これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm（2017年7月20日最終確認）
- 2) 教育再生実行会議（2014年7月3日）今後の学制等の在り方について（第五次提言）。
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai5_1.pdf（2017年7月20日最終確認）
- 3) 文部科学大臣（2014）これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について（諮問）。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1350537.htm（2017年10月10日最終確認）
- 4) 文部科学省初等中等教育局教職員課（2017年5月27日）教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会－教職課程コアカリキュラム案に関する意見募集。
<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000902&Mode=0>（2017年7月20日最終確認）
- 5) 鈴木勲（2009）逐条学校教育法＜第7次改訂版＞. 学陽書房.
- 6) 首相官邸（2013年1月15日）教育再生実行会議の開催について。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/kaisai.html>（2017年7月20日最終確認）

注記

一部の引用について、本稿での統一を図るために、「、」を「,」に置き換えた。